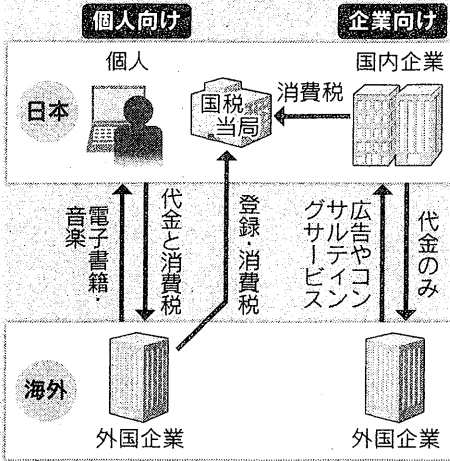


海外発ネット配信への消費税課税の方式



個人向け電子書籍・音楽配信 海外企業に納税義務

15年度にも

政府税制調査会は4日、海外から日本の個人にインターネットで配信される電子書籍や音楽に消費税を課税する際、海外企業に納税義務を課す方針を正式に決めた。企業向けは配信を受けた国内企業が海外企業に代わって消費税を納める。企業の事務や費用負担を検証して詳細を決め、早ければ2015年度中にも

課税を始める。4日の国際課税専門委員会では財務省が課税方法の案を示した。年末にかけて与党の了解を得て15年度の税制改正大綱に盛り込み、消費税法を改正する方針だ。課税を始める時期は企業の準備にかかる時間を踏まえ決める。

現在は米アマゾン・ドットコムや楽天子会社のカナダkobo(コボ)が海外のサーバーから日本向けに配信する電子書籍などには原則、消費税がかからない。課税が始まると利用者は消費税を

課税を始める。
4日の国際課税専門委員会では財務省が課税方法の案を示した。年末にかけて与党の了解を得て15年度の税制改正大綱に盛り込み、消費税法を改正する方針だ。課税を始める時期は企業の準備にかかる時間を踏まえ決める。

上乗せした代金を支払う必要が出てくる。海外企業は日本の国税当局に登録し、消費税を納める。

広告やコンサルティングなど企業向けのサービスの場合は、国内企業が代わりに納税する。

今は海外からの配信に消費税がかかっていないため、国内企業は不利な競争を強いられている。